別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

［第一・第二　略］

第三　市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、ＰＨＳの陸上移動局、５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［表略］

［注１～11　略］

12　８の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、占有周波数帯幅が26MHzを超え40MHz以下のものについては、キャリアセンスの有無を記載すること。

［⑷　略］

⑸　5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,730MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）又は子局（親局に制御される無線局をいう。）の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を３デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

［⑹・⑺　略］

［第四～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	
第２条第１項第19号の３に掲げる無線設備	ＸＡ

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一⑴関係）

［第一・第二　同左］

第三　［同左］

［表同左］

［注１～11　同左］

12　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備であつて、占有周波数帯幅が26MHzを超え38MHz以下のものについては、キャリアセンスの有無を記載すること。

［⑷　同左］

⑸　5,250MHz以上5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下同じ。）又は子局（親局に制御される無線局をいう。）の別及び一の通信系内における平均の空中線電力を３デシベル低下させる機能の有無を記載すること。

［⑹・⑺　同左］

［第四～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	
第２条第１項第19号の３に掲げる無線設備	ＸＷ
第２条第１項第19号の３の２に掲げる無線設備	ＹＷ
第２条第１項第19号の３の３に掲げる無線設備	ＨＳ